

鳥取県告示第 166 号

漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
田後加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業、中型いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業以外の漁業
鳥取網代加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業、小型いか釣り漁業及び小型定置漁業以外の漁業
鳥取福部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取賀露加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち沖合底びき網漁業以外の漁業
鳥取御来屋加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業